

しかし、そもそも法人税法132条の適用に当たり、一連の行為を問題とするのは、上記東京地裁が初めてではなく、明治物産事件最高裁判決（判例8）の原審の前記東京高裁昭和26年12月20日判決でも判示しているところであり、以前の裁判例から取られていた考え方であった。

また、①の増資払込みは、単体としてみても経済不合理な行為であり、また、なぜこのような経済不合理な行為をするかと考えると、最終的には、②のC社への売却をすることによって、有価証券売却損を計上するためであると考えられる。単体としてみると経済不合理な行為とまではいえない行為を「租税回避意図」を接着剤として、一連の行為としてみて経済不合理であるとしているのではない。

なお、類似の事件として、赤字子会社に対する増資払込みが寄附金となるかが問題となった福井地裁平成13年1月17日判決（訟月48・6・1560）があり、「本件増資払込みは、後に原告が京都相互林業に上場株式を売却することによって生ずる有価証券売却益に見合う株式譲渡損を発生させ、右有価証券売却益に対する法人税の課税を回避することを目的としたものであることは明らかであり、本件株式を額面金額かつ発行価額である1株当たり50円を超える額で引き受けて払い込んだことに、経済取引として十分に首肯し得る合理性は認められないというべきである。」（下線筆者）として、1株当たり50円を超える部分の払込みを寄附金であるとしている（注211）。

（7） IBM事件高裁判決

最後に、「IBM事件」と呼ばれている東京高裁平成27年3月25日判決（判時2267・24、判例13）を検討することとする。これは、自己株式の譲渡による譲渡損とその後の連結決算が問題となった事案である。

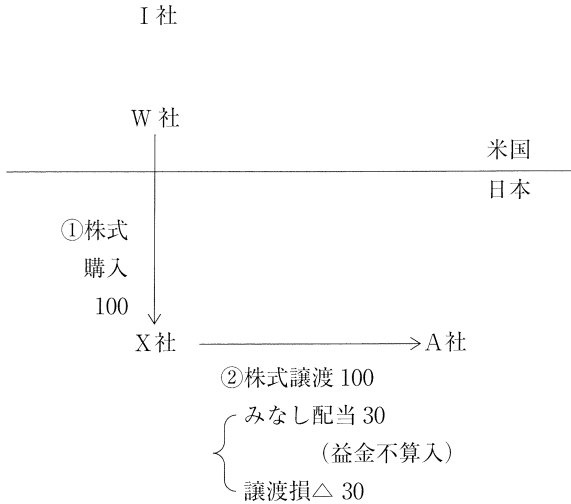
ア 事案の概要

X社は、平成11年に設立された有限会社であり、同14年2月に外国法人である米国I社の100%子会社である米国W社の100%子会社となった。

X社は、下図のとおり、平成14年4月、米国W社から約1300億円規模の増資（本件増資）及び約1兆8000億円規模の融資（以下「本件融資」という。）を受け、同年4月、その資金により米国W社からA社の発行済株式全部を購入（図

（注211） この判決の事案の概要については、拙稿「赤字子会社に対する著しく過大な増資払込みの寄附金該当性」税理2002年11月号224頁を参照されたい。

①、以下「本件株式購入」という。)した上、同年12月、同15年12月及び同17年12月の3回にわたり、同株式の一部を1株当たりの購入価額と同額でA社に譲渡した(図②、以下「本件各譲渡」という。)



(法人税法 24 条 1 項)

- ・帳簿価額基準 X 社 譲渡損 0
(譲渡収入 100、△取得費 100)
- ・平成 13 年改正後 X 社 譲渡損 30
(譲渡収入 70、× みなし配当 30、△取得費 100)

X社は、平成14、15及び17事業年度において、A社から受領した譲渡代金額からみなし配当の額を控除した額を譲渡対価の額として、譲渡原価との差額を本件各譲渡にかかる譲渡損失額(約3995億円)として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入して欠損金額による申告をし、また、同20年1月1日、連結納税のみなし承認を受けて、A社の利益を連結欠損金額として申告をした。なお、上図の対照表のとおり、平成13年の改正前の法人税法24条1項は、帳簿価額基準を採っており、譲渡原価で譲渡すると譲渡損は生じないが、同改正により、帳簿価格基準が外されたことから譲渡損が生じることとなったのである。

これに対し、Y税務署長は、法人税法132条1項の規定により本件各譲渡に係る譲渡損失額を損金算入することを否認する更正処分等をした。

イ 判 旨

(ア) 1審判決

1審の東京地裁平成26年5月9日判決(判タ1415・186)は、最高裁昭和53年4月21日判決(訟月24・8・1694)を引用して、「同項〔筆者注・法人税法132条1項〕は、その趣旨、目的に照らすと、上記の『法人税の負担を不当に減少させる結果になると認められる』か否かを、専ら経済的、実質の見地において当該行為又は計算が純粹経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否かを基準として判定し、このような客観的、合理的基準に従って同族会社の行為又は計算を否認する権限を税務署長に与えているものと解するのが相当である」(下線筆者)と判示した上で、被告国が「不当」に当たると主張した評価根拠事実すなわち①X社をあえてA社の中間持株会社としたことに正当理由ないし事業目的があったとは言い難いこと、②本件一連の行為(W社によるX社の持分取得、本件融資、本件株式購入及び各譲渡)を構成する本件融資は、独立当事者間の通常の取引とは異なるものであること、③本件一連の行為に租税回避の意図が認められたことの3つの評価根拠事実をいずれも認められないとして、本件一連の行為は、同法132条1項の「不当」には当たらないとした。

(イ) 控訴審判決

これに対し、控訴審の東京高裁判決では、被告である国が上記評価根拠事実のうち①及び③を撤回し、本件一連の行為(W社によるX社の持分取得、本件融資、本件株式購入及び各譲渡)は、I社グループが日本の源泉税を圧縮するために一体的に行ったものであり、独立当事者間の通常の取引とは異なるなどとして主張したのに対し、同高裁判決は、「……同項〔筆者注・法人税法132条1項〕が同族会社と非同族会社の間税負担の公平を維持する趣旨であることに鑑みれば、当該行為又は計算が、純粹経済人として不合理、不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引(独立当事者間の通常の取引)と異なっている場合を含むものと解するのが相当であり、このような取引に当たるとどうかについては、個別具体的な事案に即した検討を要するものというべきである。」(下線筆者)と判示したものの、本件一連の行為のうち、X社の中間持株会社化までの行為(W社によるX社の持分取得、本件融資、本件株式購入)は、I社グループが負担する日本の源泉所得税の圧縮の実現

のために一体的に行われたと認められるが、本件各譲渡は、本件税源圧縮の実現のために一体的に行われたとは認められないから、本件各譲渡が経済合理性を欠くか否かは、本件各譲渡それ自体により判断されるべきとした上、本件各譲渡それ自体は、独立当事者間の通常取引と異なるとは認められないなどとして、法人税法132条1項の「不当」には当たらないとした。

これに対し、国（Y税務署長）が上告受理申立てをしたが、最高裁第一小法廷は、平成28年2月18日に不受理とする決定をした。

ウ 検討

(ア) 経済合理性基準の意義

ここでまず、1審判決の判示している経済合理性基準と控訴審判決の判示している経済合理性基準が異なるか否かが問題となる。この1審判決の判示している経済合理性基準は、前記明治物産事件最高裁判決（判例8）の原審の東京高裁昭和26年12月20日判決が、初めて判示し、同最高裁判決によって是認された基準である^(注212)。このような経済合理性基準が採られるようになったのは、当時主張されていた同族・非同族会社基準では、その適用が曖昧であり、経済合理性基準の方が客観性に優れているからと考えられる。その後、1審判決の引用している最高裁昭和53年4月21日判決（判例10）も、この基準を踏襲したと考えられる。

一方、控訴審の判示している経済合理性基準は、金子教授のかつての見解に依拠するものであり^(注213)、法人税法132条の「不当」の判断に当たり、米国の内国歳入法典482条で採られている独立当事者間原則の考え方を取り入れようとするものと考えられる。

また、法人税法132条の適用に当たり、租税回避の目的又は意図が必要かが

(注212) 拙著・濫用法理240～242頁

(注213) 金子教授は、『租税法〔初版〕』（弘文堂、昭和51年）では、「ある行為または計算が経済的合理性を欠いている場合、すなわち独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間の行為または計算（……）と異なる場合に否認が認められると解すべきであろう。」としていたが（同書238頁）、『租税法〔第2版〕』（昭和63年）において、「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合とは、それが異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のみでなく、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（……）とは異なっている場合も含む、と解するのが妥当であろう。」（下線筆者）とした（同書273頁）以降、第16版まで同様に記述している。

問題となる。X社は、高裁において、法人税法132条の「不当」というためには、「専ら租税回避目的と認められること」を要すると主張したが、高裁判決は、「専ら租税回避目的と認められることを常に要求し、当該目的がなければ同項の適用対象とならないと解することは、同項の文理だけでなく上記の改正の経緯にも合致しない。」として、租税回避の目的は不要であると判示した。

これらの問題は、「不当」の判断基準という一般的な論点（前記2(2)の論点②）であるので、詳細は、後記6(2)を参照されたい。

(イ) 本件取引における経済合理性の有無

(i) 本件一連の行為の経済合理性

本件取引における経済合理性を考えるに当たっては、本件一連の行為の目的を検討する必要がある。この点、被告国は、W社の負担する源泉所得税の圧縮目的であるとし、具体的には、X社を介在させる前は、W社が直接A社から配当を受けて、A社で源泉徴収をしていたが、W社が米国で源泉所得税を外税控除するに当たり金額の制限があり、上記源泉所得税額の全額を控除しきれない状態にあったが、X社を介在させた後は、A社がX社への支払に対し源泉徴収をするに当たり、X社には収入がなく、W社からの借入利息や譲渡損を計上して課税所得がなかったことから、上記源泉所得税の全額還付を受けることとなった旨主張する。

これに対し、高裁判決は、前記のとおり、本件一連の行為のうち中間持株会社化までの行為は、A社からI社への利益還元に係る日本の源泉所得税の負担を圧縮することの実現も重要な目的として、I社が決定した計画に従って実施されたものであるとしたものの、源泉所得税圧縮のためには、配当という方法も可能であり、必ずしも、本件各譲渡をする必要がなかったとしている。

そのようなことから、高裁判決は、X社の中間持株会社化と本件各譲渡とが一体に行われたとは認められないとし、「本件各譲渡とそれ以外の本件一連の行為とは、その主体(……)、時期(……)及び内容が異なる上、上記……のとおり、本件税額圧縮という共通目的の実現のために一体的に行われたという控訴人の主張事実も認められない以上、本件一連の行為について、全体として経済的合理性を欠くかどうかを判断することが相当であるということとはできない。」とした。

確かに、X社の中間持株会社化の目的は、A社の納付する源泉所得税の圧

縮目的であるとしても、高裁判決の上記判示のとおり、本件各譲渡がそれとどのような関係にあるのかが明確でなく、本件各譲渡自体の経済合理性は明らかではないといわざるを得ない。

(ii) 本件譲渡の経済合理性

そこで、本件各譲渡自体の経済合理性あるいは独立当事者間取引と異なるかが問題となるが、IBM事件高裁判決は、1株当たりの取得価額と同一の譲渡価額でA社による自己株式の取得に応じた本件各譲渡それぞれについて、「取得価額と同一の譲渡価額でA社による自己株式の取得に応じても、A社から交付を受けた金銭のうちみなし配当の額（法人税法24条1項）は、同法23条1項（受取配当等の益金不算入）に基づき所得の計算上益金の額に算入されないこととなる一方、A社の株式の譲渡に係る譲渡損益の計算においては譲渡対価の額から控除されることになるため（同法61条の2第1項1号）、益金に算入されないみなし配当の額がそのまま譲渡に係る譲渡損失額となって所得の金額の計算上損金の額に算入され（……）、課税所得を打ち消すことになるから、被控訴人のようにA社の親会社であるという関係にない独立当事者の内国法人であっても、取得価額と同一の譲渡価額でA社の自己株式の取得に応じる取引をすることは、十分あり得たといえることができる。（……）」と判示し、独立当事者間取引とは異なるとは認められないとしている。

平成22年の法律第6号による改正後の法人税法23条3項の意義は問題とはなるものの、独立当事者間であっても、1株当たりの取得価額と同一の譲渡価額での譲渡がなされ得るとすると、この譲渡自体をもって、経済不合理であるとか、独立当事者間取引と異なるとするのは困難であろう。

1審の判示した純粋な経済合理性基準にしろ、控訴審の独立当時基準を含む経済合理性基準にしろ、経済合理性基準には、限界があり、本件各譲渡自体の経済不合理性は認めるのは困難であると考えられる。最高裁の第一小法廷が、IBM事件高裁判決についての上告受理申立てを不受理としたのもそのためであると考えられ、事実認定の問題にすぎないと判断したのと考えられる。

本件で問題とされるべきは、X社からA社への本件各譲渡による「損失」が真の意味での損失か見せかけの損失ではないかということである。このような観点での検討は、経済合理性基準では無理であり、濫用基準での検討が必要となろう。そこで、法人税法24条1項において平成13年度の改正で帳簿

価額基準が外された趣旨及び本件の各譲渡がこの趣旨・目的に反するのではないかを検討すべきであろう。この改正の趣旨については、立法担当者の説明では、法人がその活動により稼得した利益を還元したと考えられる部分の金額や有無は、本来、株主等の株式の帳簿価額とは関係がないからと説明されている(注214)。しかし、上記説明だけでは改正の趣旨としては不十分であり、この改正の趣旨を合理的に考えると、自己株式取得をめぐる株式譲渡におけるキャピタル・ゲイン課税の調整と考えられる(注215)。ところが、IBM事件においては、W社とX社との間の取引が米国のチェック・ザ・ボックス制度の選択により、内部取引とされ、W社に対するキャピタル・ゲイン課税がなされていないのである。そうすると、IBM事件において、自己株式譲渡により生じた損失を是認するのは、上記改正の趣旨に反しているといわざるを得ない。また、前記(i)のとおり、本件中間持株会社化の目的は、我が国における源泉所得税の圧縮を図ったものであって、税負担減少の目的があると認められる。

そうすると、これは、筆者のいう意味での租税回避(第1章第3節の3(1)ア参照)に当たると考える。

4 所得税法157条関係

(1) 所得税法157条の要件

所得税法157条1項は、「税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者(……)の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第120条第1項第1号若しくは第3号から第8号まで(……)又は第123条第2項第1号、第3号、第5号若しくは第7号(……)に掲げる金額を計算することができる。」(下線筆者)と規定している。

法人税法132条1項の上記下線部分は、いわゆる不確定概念であるが、規範

(注214) 『改正税法のすべて 平成13年版』(大蔵財務協会、平成13年)162頁

(注215) 拙稿「ヤフー事件及びIBM事件最高裁判断から見えてきたもの(下)」税務弘報2016年8月号51頁